

野沢温泉村自殺予防対策計画

いのちつなぐ野沢温泉村自殺予防対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない野沢温泉村を目指して～

平成31年度（2019年度）～2024年度

平成31年（2019年）3月

野沢温泉村

目 次

第 1 章	計画の基本的な考え方	2
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
4	計画の数値目標	
第 2 章	野沢温泉村の自殺の現状	4
第 3 章	自殺対策の基本理念	9
第 4 章	自殺対策における取組	10
	【施策 1】 地域・役場組織内におけるネットワークの強化	
	【施策 2】 自殺対策を支える人材の育成	
	【施策 3】 村民の皆さんへのお知らせと知識の共有	
	【施策 4】 ライフステージ等に応じた取組	
第 5 章	自殺対策の推進体制	15
第 6 章	計画の進行管理	15
第 7 章	参考資料	16
1	自殺対策基本法（平成 28 年 4 月改正）	
2	自殺総合対策大綱（概要）（平成 29 年 7 月閣議決定）	
3	野沢温泉村自殺予防対策連絡会議要綱	
4	生きる支援関連施策一覧	
5	あなたのまわりの相談窓口一覧	

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国においては平成 18 年(2006 年)10 月に「自殺対策基本法」(以下、「基本法」という。)が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にありましたが、いまだに全国では多くの方が自ら命を絶つ状況に追い込まれているという深刻な状況は変わりありません。

このような状況の中で、平成 28 年(2016 年)4 月には基本法が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「生きることの包括的な支援」として、施策が拡充されました。また、平成 29 年(2017 年)7 月には自殺対策の指針である新たな「自殺総合対策大綱」(以下、「大綱」という。)が閣議決定されました。

野沢温泉村においては過去に数名の方が自ら命を絶つに至っており、今後の情勢によっては、自殺者が増加する事も考えられます。

本計画は、村民一人ひとりが自殺予防の主役となり、自殺を考えている人を一人でも多く救えることができる、「みんなが助け合い、健康に暮らせるむらづくり」を目指し、自殺予防対策を総合的に推進するための新たな指針とします。

2 計画の位置付け

本計画は、平成 28 年に改正された基本法に基づき、国の定める大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、本計画は「第 6 次野沢温泉村総合計画(前期計画)」(2020 年度～2024 年度)及び「野沢温泉村老人福祉計画・介護保険事業計画」(2018 年度～2020 年度)など、関連する他の計画との整合性を図るものです。

3 計画の期間

国の自殺対策の指針である大綱は、平成 19 年6月に初めて策定された後、平成 20 年 10 月の一部改正、平成 24 年8月の全体的な見直しを経て、平成 28 年の基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、平成 29 年7月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。」「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する。」などを新規に追加した新たな大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。このようにこれまで大綱は、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われてきています。

村の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね5年に一度を目安に内容の見直しを行うこととしますが「第6次野沢温泉村総合計画(前期計画)」(2020 年度～2024 年度)の目標年度との整合性を図るため、2019 年度から 2024 年度までの6年間とします。

また、毎年計画の取組み状況や課題の整理を行うとともに、社会情勢の変化などをふまえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標

野沢温泉村の自殺死亡率の数値目標はゼロとします。国は大綱において、「2026 年までに自殺死亡率を平成 27 年(2015 年)と比べて 30%以上減少させる」としており、これは自殺死亡率を 13.0%以下にすることになります。

第2章 野沢温泉村の自殺の現状

1 自殺者の推移【北信圏域※1 / 長野県 / 全国】

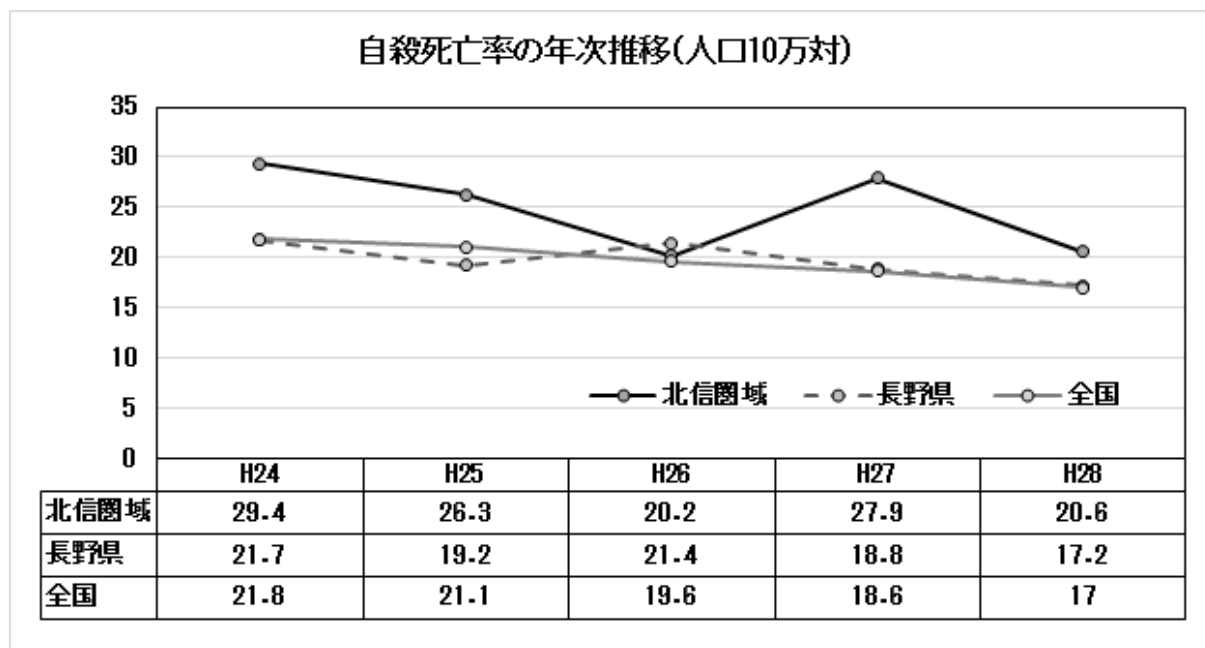
野沢温泉村の自殺者数は、現在のところ低い状況であります。長野県及び全国では減少傾向ではあるものの、毎年多くの方が自ら命を絶っている状況です。

本来であれば計画を策定するにあたり、本村の自殺者数に着目し計画を策定するところですが、対象数が極めて少なく個人が特定されてしまう事から、生活圏であり地域に類似性が高い北信圏域の状況を分析する事により計画の策定を行なうこととしました。

平成24年から平成28年の自殺死亡率は、全国や県よりやや多い状況です。

(図1)

図1 自殺死亡率の年次推移(人口10万対)※2



<自殺総合対策センター「地域実態プロファイル(2017)」>

※1 北信圏域…中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

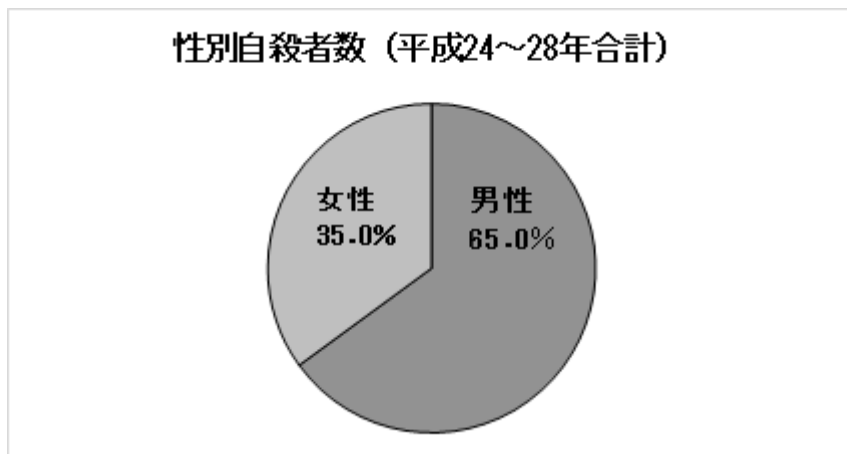
※2 人口10万対…人口10万に対し発生する件数

(10万人より少ない人口の場合は数値が大きくなる傾向があります)

2 性別の比較【北信圏域※1】

平成24年から28年までの5年間における自殺者数の合計を性別で見ると、男性が女性の2倍近くとなっています。(図2)

図2 性別自殺者数(平成24年～28年合計)

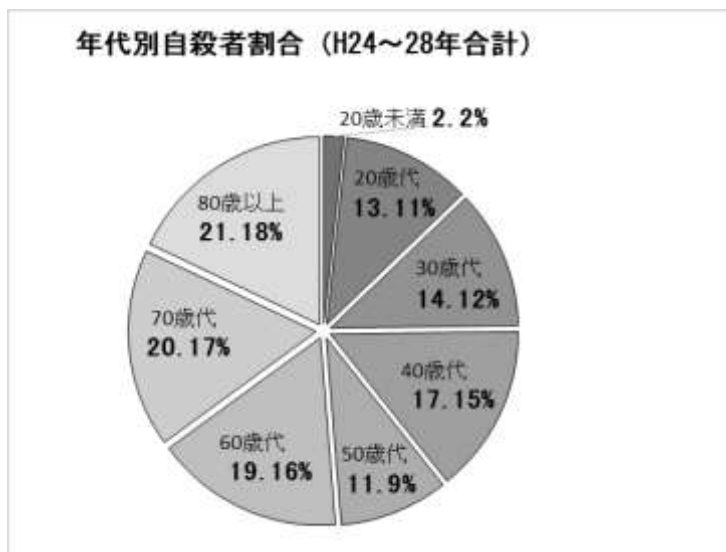


〈自殺総合対策センター「地域実態プロファイル(2017)」〉

3 年代の比較【北信圏域※1】

平成24年から28年までの5年間における自殺死亡者を年代別で見ると、60歳代以上が全体の約6割となっています。(図3)

図3 年代別自殺者数



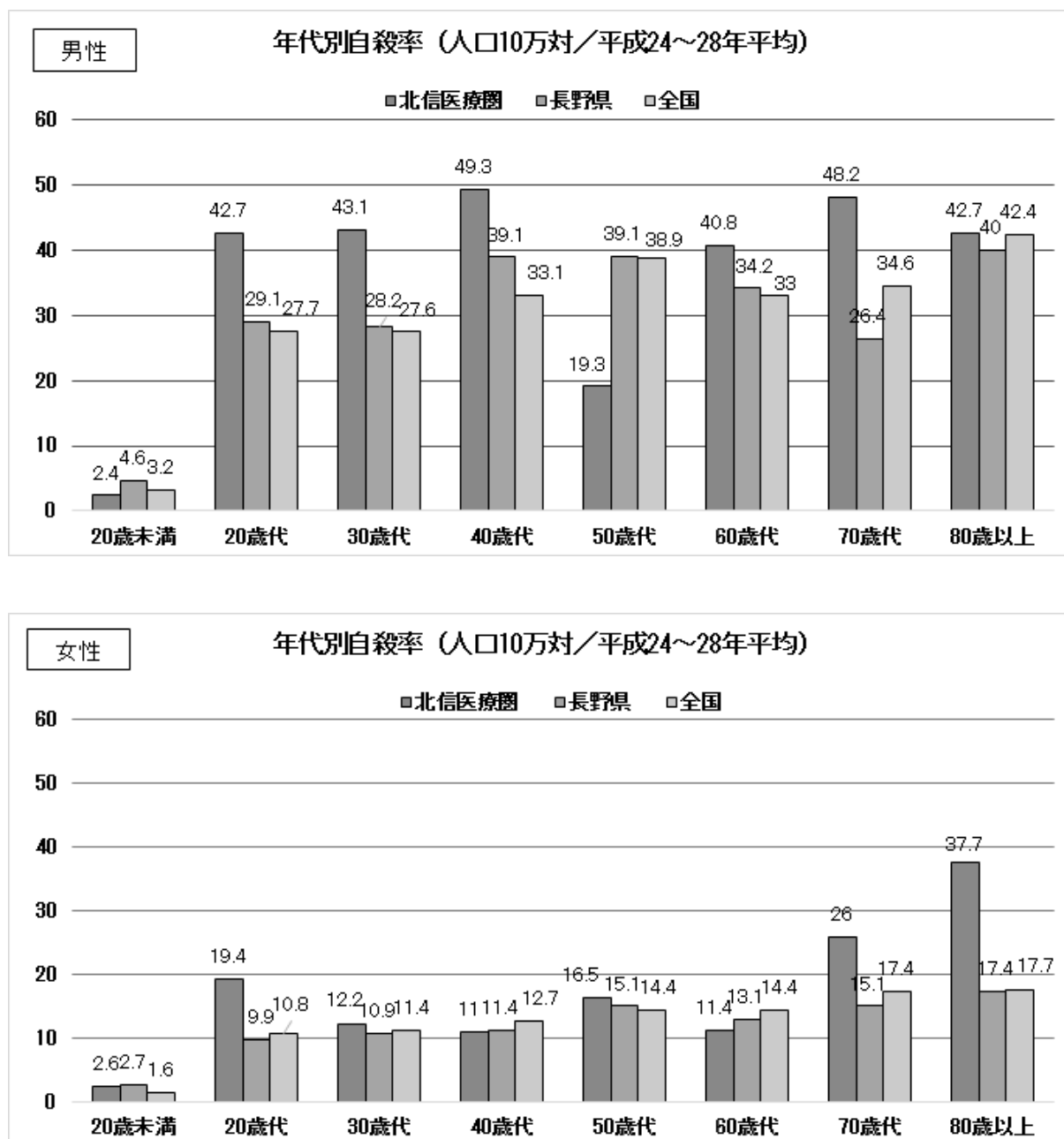
〈自殺総合対策センター「地域実態プロファイル(2017)」〉

4 性別・年代別自殺率の比較【北信圏域※1／長野県／全国】

平成24年から28年までの5年間における自殺率を性別ごとに、年代別で見ると、20歳未満を除きいずれの年代においても男性が女性を上回っています。

全国や県と比較すると男性は20歳代から40歳代までは高く、女性は70歳代と80歳代が高くなっています。（図4）

図4 性別・年代別自殺率（人口10万対）※2

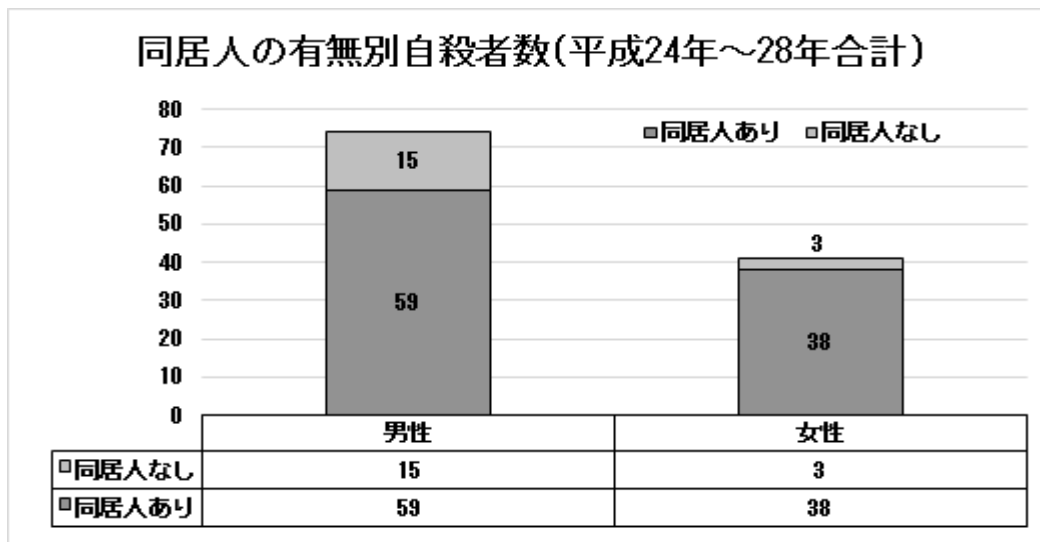


<自殺総合対策センター「地域実態プロファイル（2017）」>

5 同居の有無【北信圏域※1】

平成 24 年から 28 年までの 5 年間に於ける自殺者を同居の有無で見ると、男女ともに 8 割が同居人のいる世帯となっています。(図 5)

図 5 同居人の有無別自殺者数

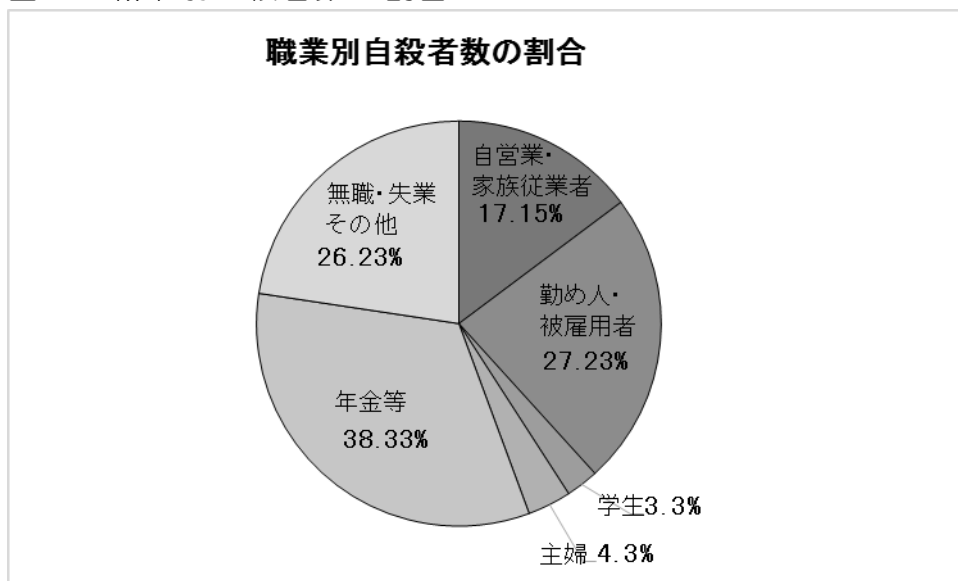


<自殺総合対策センター「地域実態プロファイル(2017)」>

6 職業別自殺者数の比較【北信圏域※1】

平成 24 年から 28 年までの 5 年間に於ける自殺者を職業別で見ると、年金及び無職・失業・その他が全体の 6 割以上となっています。(図 6)

図 6 職業別自殺者数の割合



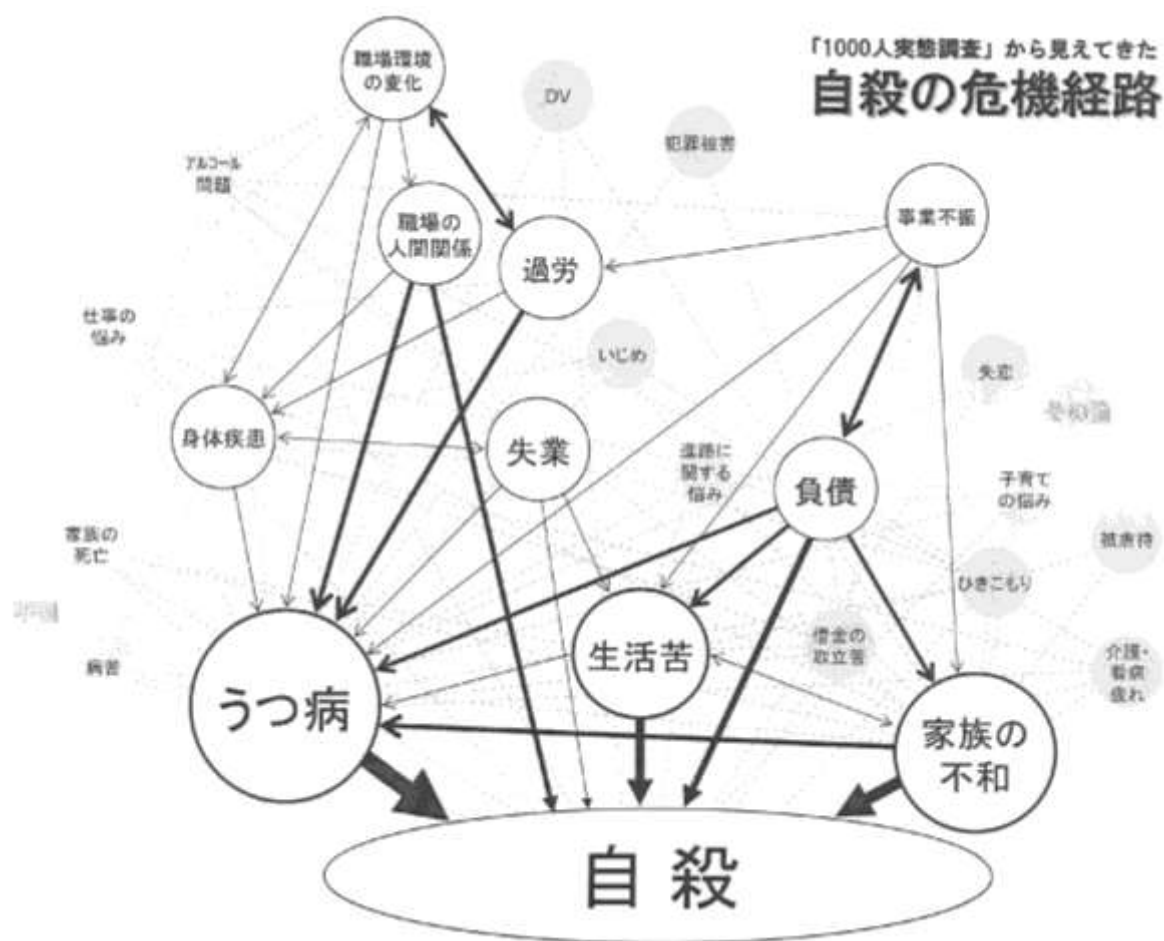
<自殺総合対策センター「地域実態プロファイル(2017)」>

7 自殺に至る経緯

自殺の原因はひとつではなく、多くの場合多様な要因が重なっていると言われています。

図7はNPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った実態調査から見てきた「自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)」です。

自殺は、平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きていると言われています。(図7)



NPO法人自殺対策支援センターライフリンク作成

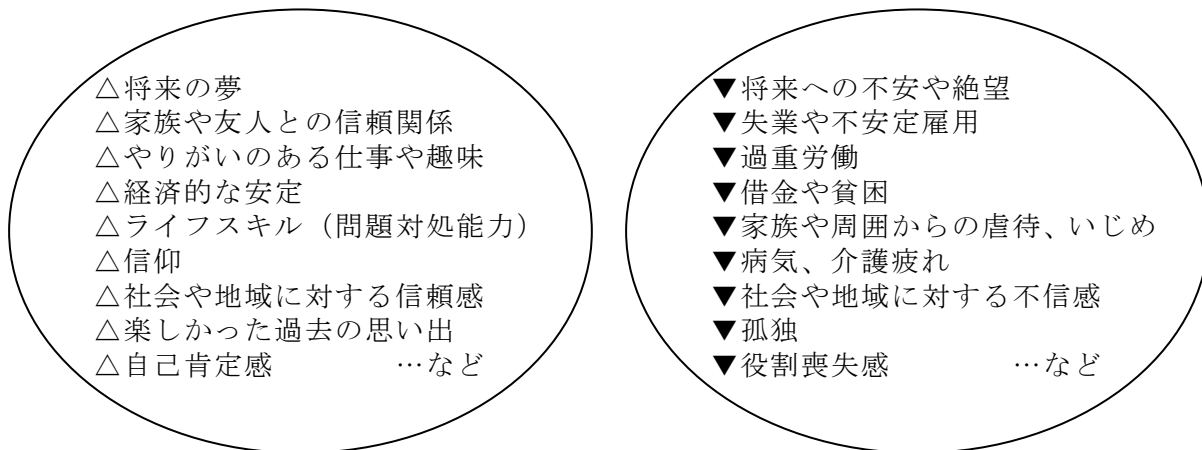
第3章 自殺対策の基本理念

自殺はその多くは追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものと大綱でも示されています。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られているため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進し「誰も自殺に追い込まれることのない野沢温泉村」を目指します。

自殺のリスクが高まる時

生きることの促進要因 < 生きることの阻害要因



NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク作成

第4章 自殺対策における取組

自殺対策の基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点が掲げられています。

- 1) 生きることの包括的な支援として推進
- 2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4) 実践と啓発を両輪として推進
- 5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

また、基本理念にあるとおり、自殺はその多くは追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識が必要とされていることから、小さな自治体ならではの「住民同士が身近な存在」である特性を踏まえ、当村においては以下の4点を基本方針とします。

- 1) 地域・役場組織内におけるネットワークの強化
- 2) 自殺対策を支える人材の育成
- 3) 村民の皆さんへのお知らせと知識の共有
- 4) ライフステージ等に応じた取組

【施策1】地域・役場組織内におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も重要であり、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

《施策の展開》における取組み状況 □：すでに取り組んでいること ■：今後、検討を進めること

《施策の展開》

地域におけるネットワークの強化

1. 庁内におけるネットワークの強化

□野沢温泉村自殺予防対策連絡会議の設置：村の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、全課長で組織する連絡会議を設置します。(民生課)

□福祉関係者と教育関係者のネットワーク強化：子どもや子育て家庭の支援について、出産から就学・就学後や、義務教育終了後から就職までの期間において切れ目のない支援を展開できるよう、福祉関係者と教育関係者が、それぞれの支援についての基本的な考え方や、具体的な対応方法等についての認識を共有し、相互の支援内容や支援の実際を理解することで連携の円滑化を図ります。(民生課・教育委員会)

2. 庁外におけるネットワークの強化

- 村内民間団体との連携強化：国の自殺総合対策大綱に基づき、庁外の関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、さまざまな関係者と情報交換を行い、自殺防止に努めます。（民生課）

3. 村民を巻き込んだ自殺対策の推進体制の強化

- 各種団体等との連携強化：村内には地域住民が組織する自治会や、住民とのつながりが強い保健補導員会、民生児童委員協議会などの組織が活動しており、さまざまな相談の受け皿となり得る地域のつながりの基盤となっています。それぞれの活動の中で住民の変化等の気になる様子がある場合には担当課への情報提供を願うなど、緊密な連携を図ります。（民生課、総務課）

【施策2】自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能するものです。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進するうえで基盤となる重要な取組です。

本村では、相談支援に携わる職員はもちろん、「役場の全職員」がゲートキーパーとしての自覚を持って住民のSOSに気づき、関係機関と速やかに連携・支援できるよう、研修等の機会を充実させるよう検討を進めます。

自殺を考える人の中には悩みを誰かに相談したり、助けを求めることにためらいを感じたりする人が多く、悩みや問題を一人で抱え込みがちであり、その問題が解決されないまま複雑化・深刻化して、結果として自殺リスクを高めることにつながる可能性があります。

このため、庁内の意識改革を進めるだけでなく、自殺のリスクの高い人を支援につなげるため、誰もが身近な人の悩みや問題に気づき、寄り添うことができるよう、民間団体及び住民を対象とした研修の実施に向けた検討を進めます。

▼施策の展開

- 役場職員に対する研修：平成31年度から、全職員を対象とした職員研修の中に、自殺の実態を理解し、ゲートキーパーとしての自覚を持つことを目的とした内容を組み入れるよう検討を進めます。（民生課・総務課）
- 全教職員に対する研修：教職員研修会において、生きる支援（自殺対策）に関する内容や「SOSの出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込むよう働きかけを行い、SOSの受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に努めます。（教育委員会）

■民間団体を対象とした研修：野沢温泉村社会福祉協議会や民生児童委員協議会その他の福祉関係団体等への研修会への参加を呼びかけるとともに、それぞれの支援についての基本的な考え方や、具体的な対応方法等についての認識を共有し、相互の支援内容や支援の実際を理解することで連携の円滑化を図ります。（民生課）

■村民を対象とした研修：身近な地域で支え手となる住民への研修参加を推奨し、地域における見守り体制を強化します。（民生課）

【施策3】村民の皆さんへのお知らせと知識の共有

地域のネットワークを強化し、相談体制を整えても村民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、誰かが問題を抱えた際に適切な支援へとつながらないため、広報誌やホームページ等により相談機関等に関する情報提供を行ないます。

▼施策の展開

■相談先情報を掲載したリーフレットの配布：生きる支援に関するさまざまな相談先を掲載したリーフレット（以下、リーフレット）を役場窓口等に設置し村民に対する情報周知を図ります。（全課）

■ポスター等の設置：村民が集う公民館や保健センター等に啓発用の資料を設置し、村民に対する周知を図ります。（全課）

■メディア媒体を活用した啓発活動：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、村の広報誌で生きる支援（自殺対策）関連の記事や相談窓口の情報を掲載するとともに、野沢温泉村公式ホームページなどにより、住民に対する問題理解の促進と施策の周知を図ります。（総務課、民生課）

【施策4】ライフステージ等に応じた取組

自殺に至るプロセスは一つではなく、多くの場合多様な要因が重なっていると言われていています。ライフステージや本人の置かれた状況ごとに特徴的な自殺に対するリスクが想定されることから、ライフステージ等に応じたリスクに対する危険因子を低減、あるいはリスクに対する保護因子を増加させる対策を推進します。

▼施策の展開

1. 若年層への支援

□児童生徒への取組：児童生徒の「生きる力」を高める様々な取組を行な

っている村子ども会育成連絡協議会への支援を継続的に進めます。
(教育委員会)

■相談機関の周知：長野県が取り組む、LINE等のSNSを活用した相談対応と連携を図る他、長野いのちの電話、チャイルドライン等の相談機関窓口の周知を行ないます。(民生課)

□産後うつ病対策の推進：赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票等を活用した産後うつ病チェック及び産婦健康診査の問診、診察なども合わせて総合的に母親等の精神状態を把握し、産後うつ病の早期発見・早期治療を推進します。(民生課)

□産後ケア事業の推進：育児不安を抱える産婦を対象に、助産師による保健指導、育児相談を実施し、育児不安の軽減と産婦の心身の安定を図るための産後ケア事業を推進します。(民生課)

■妊娠期から就学期における支援者間の連携の推進：育児不安や虐待のリスクを抱える家庭や要支援児童など支援が必要な家庭の把握を進めます。さらに、こども園や小中学校と連携し、子どもの状態に関わらず養育に困難(主に親の精神疾患等や生活困窮)を抱える家庭の把握に努め、自殺のリスクの高い人を特定し支援の必要度を関係者間で協議・整理のうえ、個別支援について連携して検討を進めていきます。
(民生課、教育委員会)

■ひきこもり状態にある人への支援策の検討・実施：本人や家族からの支援に対するニーズの把握に努め、継続的な個別支援について検討を進めます。また、ひきこもり状態にある人が他者と関わり、就労等の社会参加への一歩を踏み出すための取組を、まいさぼ(※注)や長野県精神保健福祉センター等の関係機関と連携して進めます。(民生課)

2. 高齢者への支援

□要介護認定調査を通じた支援と対応：要介護認定調査等の際に状況を把握し、必要があれば地域包括支援センターの職員と福祉サービスの提供のほか、何らかの支援が必要と判断される場合には支援が可能な関係機関とともに適切な対応にあたります。(民生課)

□民生児童委員による支援：民生児童委員による、ひとり暮らし高齢者等要援護世帯への支援や相談を行います。(民生課)

□いきいき大学での研修の実施：高齢者の交流と学習の場としてのいきいき大学のテーマとして、生きる支援（自殺対策）に関連する内容を取り上げることがを要請し、その活動を支援します。（民生課、教育委員会）

□高齢者の居場所活動の推進：家に閉じこもりがちな高齢者が寝たきりや認知症にならないよう、健康づくりや仲間づくりの場を提供する「まめに暮らそう会」等を支援します。（民生課、社会福祉協議会）

3. 失業・無職・生活に困窮している人への支援

□まいさぼ等との連携の強化：「まいさぼ」と生活困窮者や自殺リスクの高い人への支援について、基本的な考え方や具体的な対応方法等の認識を共有し、相互の支援内容や支援の実情を理解し合うことで連携の円滑化を図ります。（民生課、社会福祉協議会）

4. 障がい者（児）への支援：

□障害支援区分認定を通じた支援と対応：障害支援区分認定調査の際に状況を把握し、福祉担当の職員と福祉サービスの提供のほか、何らかの支援が必要と判断される場合には支援が可能な関係機関とともに適切な対応にあたります。（民生課）

□障がい者の居場所づくり（既存）

地域で生活する障がい者の交流の場、社会復帰への橋渡しの場としてのデイケア事業の充実を図り、居場所の確保を進めます。（民生課）

【その他】「生きる支援関連施策」の実施

上記以外にも、さまざまな取組を展開します。詳細は第7章の「生きる支援関連施策一覧をご参照ください。

※注）まいさぼ（生活就労支援センター）

生活全般にわたる困りごとの相談窓口。専門の支援員が相談者に寄り添いながら、自立相談支援及び就労準備支援等を実施しています。

第5章 自殺対策の推進体制

自殺予防対策における課題や「誰も自殺に追い込まれることのない野沢温泉村」の実現に向けた取組の視点や実施状況、効果等について検証し、本計画の総括的な評価を行う他、村民の自殺予防対策を関係機関等の連携により包括的に推進するため、「野沢温泉村自殺予防対策連絡会議」を設置しています。

1 野沢温泉村自殺予防対策連絡会議

庁内の全部署が自殺対策に関し共通の認識を持ち、自殺予防の啓発活動を総合的かつ効果的に取り組むことができるよう、野沢温泉村自殺予防対策連絡会議を開催します。

【庁内部署】

総務課、民生課、観光産業課、建設水道課、教育委員会

第6章 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に展開するため、野沢温泉村自殺予防対策連絡会議において具体的な取組状況を把握し、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)」の4段階によるPDCAサイクルを推進し、関係部署、関係機関等と連携しながら、本計画の推進を図っていきます。

第7章 参考資料（改正及び予算にあわせ随時更新があります）

	掲載ページ
1 自殺対策基本法（平成28年4月改正）	16
2 自殺総合対策大綱（概要）（平成29年7月閣議決定）	21
3 野沢温泉村自殺予防対策連絡会議要綱	22
4 生きる支援関連施策一覧	23
5 野沢温泉村相談窓口一覧	27

1 自殺対策基本法（平成28年4月改正）

発令 ； 平成18年6月21日号外法律第85号

最終改正：平成28年3月30日号外法律第11号

改正内容：平成28年3月30日号外法律第11号[平成28年4月1日]

○自殺対策基本法

[平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号]

[総理・総務・財務・文部科学・厚生労働大臣署名]

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条–第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条–第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条–第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条–第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図ら

れ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成二七年九月一一日法律第六六号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 [略]

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [平成二八年三月三〇日法律第一一号]

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

3 野沢温泉村自殺予防対策連絡会議要綱

平成 30 年 12 月 12 日
要綱第 23 号

(目的)

第 1 条 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)の理念に基づき、自殺に関する理解を深め、住民等が抱える問題に早期に気づき、適切な相談窓口につながるネットワークの構築と連携した自殺予防の啓発活動を推進するため、野沢温泉村自殺予防対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺予防対策に係る課等の連携及び情報交換に関すること
- (2) 本村における自殺の実態把握に関すること
- (3) 自殺予防に係る周知、啓発等の取組みに関すること
- (4) その他、自殺予防対策に関すること

(構成)

第 3 条 連絡会議の委員は、次に挙げる課等の長で構成し、各課での自殺予防の理解と啓発、連携の推進を担う。

総務課、民生課、観光産業課、建設水道課、教育委員会

2 連絡会議に委員長を置き、民生課長をもって充てる。

3 連絡会議には、委員の所属する課等に担当者を置き、各課での自殺予防対策のリーダー的役割を担い、会議等に出席する。

(会議)

第 4 条 連絡会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となり、会務を総括する。

2 委員長は、必要があると認めた時は、連絡会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 5 条 連絡会議の事務局は、民生課保健衛生係に置く。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

4. 生きる支援関連施策一覧

※施策1及び2は関連があるため同列表記となっています。

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(民生課)と連携して実施	担当課
1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化				
2 自殺対策を支える人材の育成				
1	村議会関連事業	村議会運営及び各種委員会の運営を行なっています。	・村議会議員の皆さんに対して、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	総務課
2	職員のストレスチェック	全職員に対しストレスチェックを実施し、外部機関で分析してストレスの程度を把握し、ハイリスク者に対して相談を促したり、職場環境の改善を検討します。	・担当職員及び運営に関わる人に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	総務課
3	村税等の課税と徴収	村民税や固定資産税、国民健康保険税等の課税及び徴収を行なう他、納税相談により滞納者の生活状況を聞き取り、必要に応じ福祉関係者との連携を図りながら納付にについての相談に応じます。	・徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上のさまざまな問題に早期に気づき、支援につなげるため、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨し、支援のつなぎを強化することを検討します。	総務課
4	北信広域連合との連携	近隣市町村と協力し広域的に取り組むべき諸施策の調査研究を北信広域連合で行うとともに、ホームページ等により野沢温泉村を含む構成6市町村の情報発信を行います。	・「広域的な保健福祉の推進に関すること」のテーマに自殺対策(生きることの包括的な支援)を取り上げ、本地域の自殺の実態の調査研究や、本地域で連携して取り組むことのできる施策について検討を進めるよう働きかけます。	総務課
5	総合戦略事業	平成27年度に策定した、野沢温泉村地方創生総合戦略に掲げる基本目標を実現するための事業を実施します。	・総合的かつ全庁的に自殺対策を進めていくため、総合戦略の改訂の際に、地域のセーフティネットの確立に向けた地域関係者における連携の視点を盛り込むよう検討を進めます。	総務課
6	農業資金の利子補給及び認定農業者の育成	農業者の経営改善や生産性の向上、合理化を目的に借り入れた資金に対し利子補給を行い、農家経営における経済負担の緩和を図ります。 また、認定農業者に対し低利の資金の融通(利子補給)等の支援を行います。	・当事者と接する機会において、必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを手渡します。 ・各種申請手続きにあたり、申請者の状況の把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意していきます。 ・担当職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	観光産業課
7	上下水道特別会計	上下水道事業の運営を行っています。	・督促・停水予告等を滞納者に送付する資料に、必要に応じ生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 ・担当職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	建設水道課
8	村営住宅、村民住宅の維持管理	村営住宅及び村民住宅の維持・管理を行います。また、家賃等の滞納整理に取り組みます。	・村営住宅及び村民住宅の担当者に対して、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	建設水道課
9	良好な生活環境の保全	騒音・振動・野焼き等の苦情や相談への対応と助言や指導を行い、良好な生活環境を保全し、住み良いまちづくりを進めます。	・担当職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 ・困難な相談について、庁内で情報を共有し連携して対応します。	民生課

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(民生課)と連携して実施	担当課
10	国民年金の加入手続き	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法に基づく法定受託事務として、各種届出書の受理、審査、進達を行ないます。 年金相談や口座振替勧奨等の協力、連携事務 国民年金加入手続きを受け付けています。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料免除手続きや減免申請等、国民年金の窓口申請等各種手続きにあたり、生活状況の把握に努めていきます。 生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを、必要に応じて手渡す等情報提供を進めます。また、把握したケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意します。 担当職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 	民生課
11	障がい福祉事業	障がい者(児)に対する様々な物品や福祉サービスの給付、補助等を行う他、自立支援協議会の運営や相談支援事業、ケアマネジメント事業等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 相談のケースに応じて、適切な相談支援先につなぐことができるよう関係機関との連携を強化し、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを、必要に応じて保護者や支援者に手渡します。 障がい福祉事業に携わる担当職員及び家族に対してゲートキーパー研修への参加を推奨します。 	民生課
12	高齢者等の介護予防	高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう、ボランティアの皆さんの協力をいただきながら各種教室を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の職員や教室運営に関わるボランティアの人に対してゲートキーパー研修への参加を推奨します。 	民生課
13	介護保険給付事業	介護保険事業計画を策定し、計画的に介護を必要とする高齢者の介護サービスに係る費用に対し給付を行い、介護サービス利用者およびその家族の経済的負担を地域社会全体で支えます。	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、担当職員及び家族等に対しゲートキーパー研修の受講を推奨します。 	民生課
14	地域包括支援センターの運営	在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種保健福祉サービスを総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整を進め、高齢者とその家族等の福祉の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が抱える問題や生活困窮等自殺リスクの高い方の情報等を把握し、ケア会議等で共有していきます。 担当職員及び関係者に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 	民生課
15	民生児童委員協議会活動	各地区の住民生活を見守り、定期的で開催される委員会において情報交換を行なうとともに、必要があれば福祉関係機関へつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布します。 民生児童委員及び担当職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 	民生課
16	心の相談会	村民の皆さんから寄せられる相談に応じるため、定期的に相談所を開設します。	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策と直結する取組であり、継続的に実施します。 担当職員及び関係者に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 	民生課
17	精神障がい者等への支援	精神障がい者の生活支援や対応方法の相談等、本人及び家族への支援を行なっています。	<ul style="list-style-type: none"> 相談のケースに応じ適切な相談支援先につなぐことができるよう関係機関との連携に努めます。 生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを必要に応じ保護者や支援者等に配布します。 担当職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 	民生課

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(民生課)と連携して実施	担当課
18	特定健康診査等の実施	生活習慣病の元となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見を目的に基本健康診査(若者健診・特定健診・いきいき健診)を実施し、生活習慣の改善が必要な場合は「特定保健指導」等の個別指導を行う他、医療機関への誘導を行いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・健診を通して自殺リスクが高いと思われる人は、必要な支援先へとつなぐよう、関係機関と緊密に連携を行いません。 ・特定健診や特定保健指導の担当者に対してゲートキーパー研修への参加を推奨します。 	民生課
19	健康づくりの啓発・訪問相談事業	健康診査の結果に基づき、必要に応じ家庭訪問等による個別相談等、きめ細かな支援を行いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問を実施することで、生活面や健康面での不安の早期把握を進めます。把握されたケースに応じて適切な支援を行なえるよう、必要に応じ関係機関と緊密に連携を行いません。 	民生課
20	保健センターの管理運営	健康診査、予防接種、乳幼児健診等の健康づくりの拠点としての役割に加え、乳幼児の離乳食教室や妊産婦の相談業務等を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康や妊産婦等の各種相談窓口として、不安の早期把握を進めるとともに関係機関と緊密に連携を行います。また、必要に応じ生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布します。 ・担当職員及び関係者に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 	民生課

3 村民の皆さんへのお知らせと知識の共有

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(民生課)と連携して実施	担当課
21	若者会議の開催	若者会議から生まれた地方における新しい価値を創造する事業を応援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのち支える自殺対策」に関連する取組があれば、連携に向けて検討します。 	総務課
22	広報誌等による情報発信	広報のざわおんせんやホームページ、テレビ菜の花等による情報発信を行いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのち支える自殺対策」に関連する記事掲載及びお知らせを発信し啓発に努めます。 ・担当職員及び運営に携わる人に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 	総務課
23	商工会事業に対する補助、中小企業融資制度資金及び経営安定対策資金の保証料への補助	村内の商工業の発展のため商工会が行う事業への補助や、村内中小企業事業者が行なう経営の安定のための資金調達に対する保証料への補助等を行いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会に対し、会員企業の研修に自殺対策に関する講義を導入するよう働きかけます。 	観光産業課
24	まちづくり推進事業	景観によるまちづくりの推進を図るため、委員会の開催、デザイン調整会議の開催、景観形成のための助成金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員及び関係者に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 	観光産業課
25	公民館の管理運営	各種団体やサークル活動、会合等の場である、公民館・体育施設及び図書室等の受付、維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを設置します。 ・図書室において自殺予防月間等の期間中に、心の健康に関連するコーナーの開設を進めます ・担当職員及び社会教育認定団体に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 	教育委員会
26	行政相談委員活動の支援	国や独立行政法人等の行政に対する苦情や相談に応じ、その問題解決を図る行政相談委員の活動に対する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に実施します。 ・担当職員及び相談員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 	民生課

27	防犯活動の推進	振込詐欺、不審者、悪質な訪問販売等に対し、住民が巻き込まれないように随時村内放送等で周知します。	・担当職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	民生課
28	人権教育・啓発事業	人権を尊重し差別のない明るいむらづくりを実現するため、人権フェスティバルを開催する他、社会人権教育研修会を開催し、成人に対して教育・啓発を推進する。	・社会人権教育研修会において「いのち支える自殺対策」に関するテーマが定期的に採用されるよう働きかけを行ないます。 ・担当職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	民生課
29	交通災害共済の推進	交通事故に遭ってしまった人を救済するため、東北信市町村交通災害共済への加入促進を行い、取りまとめに協力いただいた各自治会に交付金を支払います。	・見舞金支給等、当事者と接する機会において、必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを手渡します。	民生課

4 ライフステージ等に応じた取組

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(民生課)と連携して実施	担当課
30	児童館「ぶなの子」及び子育て支援センターの運営	放課後の安心な子どもの居場所づくりに努めるほか、家庭児童相談員を配置し子育てに関する相談及び助言、子育てサークル等の活動の育成及び支援等、子育てに関する交流の場として児童と保護者のみでなく、広く地域の方々が学ぶ場、つながる場を目指します。	・保護者が悩み等を気軽に相談できるよう、運営に関わる人に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	教育委員会
31	幼保小中一貫教育・高校連携教育推進事業	こども園・小・中学校を総称して野沢温泉学園とし、こども園から中学校までの12年間を中心に、子どもたちが心豊かな人間性を育むことを目的に、学校、地域、家庭が一体となって一貫教育に取り組みます。	・こども園から中学校までそれぞれの機関が連携し、定期的に情報共有会議を開催しサポートを行ないます。 ・担当職員及び支援員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	教育委員会
32	奨学資金の貸し付け	高校や大学、短期大学、専門学校に通うお子さんがいる家庭の経済的負担軽減のための奨学資金を貸し付けます。	・奨学金の貸付申請においては、申請者の状況把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意します。 ・担当職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	教育委員会
33	ひとり親家庭の生活支援（児童扶養手当）	ひとり親家庭等の経済負担を軽くするため、手当金を支給します。 ・母子父子家庭児童扶養手当	・ひとり親家庭への生きる支援に関する情報提供を継続して進めるとともに、相談先一覧が掲載されたリーフレットを必要に応じて手渡します。 ・担当職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	教育委員会
34	村子ども会育成連絡協議会事業支援	村の子どもを対象として、自然体験活動及び啓発活動に対し活動への支援を行ないます。	・担当職員及び運営に関わる人に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	教育委員会
35	地域家庭教育推進事業	家庭、学校、地域において青少年を育むことの大切さを再認識し、人と環境の調和の取れた活力ある村づくりに活かすため、「青少年を育む村民のつどい」（地域子育てフォーラム）を開催します。	・青少年を育む村民の集いで「いのち支える自殺対策」をテーマとした研修を実施するよう働きかけます。 ・担当職員に対して、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	教育委員会
36	妊産婦及び乳幼児へのサポート事業	妊婦期のマタニティーセミナーや、出産・子育て期での産後うつ、子育て上の不安等の相談及びフォローが必要なケースについて、医療機関等へつなげます。	・生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを必要に応じ配布します。 ・担当職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	民生課

あなたのまわりの相談窓口

野沢温泉村相談窓口一覧

電話や来所でのご相談にお応えします

相談内容		相談機関	電話番号	相談時間等
こころの健康相談	ストレス、うつ、精神不安、依存症などの心の健康に関する相談	保健センター	0269-85-3201	【平日】 8:30~17:15
母子保健相談	妊娠期から出産、産後うつ、育児不安などの妊娠中や育児に関する相談			
生活相談	生活保護に関する相談	民生課 (福祉係)	0269-85-3112	【平日】 8:30~17:15
障がい者(児)相談	身体、知的、精神などの障がい福祉に関する相談			
高齢者総合相談	高齢者の保健、福祉、介護、認知証、高齢者虐待などに関する相談	地域包括支援センター	0269-85-4701	
消費者相談	悪質商法、振り込め詐欺、架空請求、クーリングオフ等の相談	民生課 (住民係)	0269-85-3112	【平日】 8:30~17:15
国民健康保険と国民年金の相談	国民健康保険と国民年金の手続きに関する相談			
人権に関する相談	日常生活における心配事、人権問題などに関する相談			
子育て・家庭児童相談	子育て、児童虐待、障がいなどの18歳までの子どもに関する相談	子育て支援センター	0269-85-3001	【平日】 8:30~17:15
教育相談	いじめ、不登校などの学校教育に関する相談	教育委員会 (こども支援係)	0269-85-3115	
納税相談	村民税等の納付に関する相談	総務課 (税務係)	0269-85-3111(代)	【平日】 8:30~17:15

【医療関係】

相談内容	実施機関	電話番号	備考
緊急医・当番医等の紹介	岳北消防本部	0269-62-0119	24時間対応
精神科のある医療機関 ※眠れない、気分が落ち込む、不安、死ぬことを考えてしまう等の症状が2週間以上続く時は医療機関への受診を考えて見ましょう。(診察やお薬で心が楽になるかもしれません)	飯山赤十字病院(飯山市)	0269-62-4195	診療時間等は直接医療機関へお問い合わせください
	北信総合病院(中野市)	0269-22-2151	
	佐藤病院(中野市)	0269-38-3311	
	さかえクリニック(中野市)	0269-23-2405	

【長野県内の相談窓口】

相談内容	相談機関	電話番号	相談時間等	
消費生活に関する相談	悪徳商法、ヤミ金融、多重債務など【消費生活相談員】	北信消費生活センター	026-223-6777	【平日】 8:30~17:00
くらしと健康の相談	日常生活や健康についての悩み相談	北信保健福祉事務所健康づくり支援課	0269-62-6104	6・9・12・3月の木曜日 14:00~16:00
くらしなんでも相談ホットダイヤル	日常生活での悩みについて無料相談	長野県労働者福祉協議会(通話料無料電話)	0120-39-6029	【平日】 10:00~16:00

【長野県内の相談窓口】

相談内容		相談機関	電話番号	相談時間
心の悩み	ストレス、うつ、精神不安、依存症などの心の健康に関する相談	長野県精神保健福祉センター	026-227-1810	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
	消えてしまいたい等自殺に傾いている方・家族や知人から死にたいと訴えられている方・身内が自死して悲観している方	こころの健康相談統一ダイヤル (長野県精神保健福祉センター)	0570-064-556	月～金 9:30～16:00 (祝日、年末年始を除く)
	自殺予防を目的として、様々な問題を抱えながら相談する人もなく、孤独の中にあつて、助け、慰め、励ましを求めている人に対し、電話を通じて対話をするボランティア活動	長野いのちの電話	026-223-4343	11:00～22:00(年中無休)
		いのちの電話ナビダイヤル	0570-783-556	10:00～22:00(年中無休)
	自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎月10日 8:00～翌日8:00	
債務・法律相談	消費者トラブル・小額トラブル(司法書士電話無料相談)多重債務、債務整理、悪質商法、特殊詐欺、個人間のお金の貸し借り、交通事故、裁判所からの突然の呼び出しなど	長野県司法書士会	026-233-4110	月～金 12:00～14:00 (祝日、8月14日～16日、12月29日～1月3日を除く)
	法的トラブル解決のきっかけとなる情報提供、多重債務、債務整理、各種法律相談	法テラスサポートダイヤル	0570-078374	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 弁護士による法律相談は完全予約制(収入制限あり)で面談
子ども・青少年の相談	児童虐待や育児に関する専門的な相談	長野県中央児童相談所	026-238-8010	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
	児童虐待の通告、相談	長野県児童虐待・DV24時間ホットライン	026-219-2413	毎日24時間 (24時間)
	子どもが抱えるいじめ・体罰等の悩み、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど、子どもに関する様々な悩みの相談	長野県子ども支援センター	子ども専用ダイヤル(無料): 0800-800-8035 大人用ダイヤル: 026-225-9330	月～土 10:00～18:00 (祝日、年末年始を除く)
	子どもの悩み・非行・犯罪被害などの相談 (ヤングテレホンコーナー)	少年サポートセンター (長野県警察本部少年課内)	026-232-4970	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
		北信少年サポートセンター (飯山警察署内)	0269-62-0110	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)
	学校生活に関する悩みの相談	学校生活相談センター	0120-0-78310	毎日24時間
子どもの人権相談	子どもの人権110番 (長野県地方務局内)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	
仕事・労働関係	労働に関するさまざまな相談	長野労働局 中野総合労働相談コーナー	0269-22-2105	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)
	就職相談	ハローワーク飯山 (飯山公共職業安定所)	0269-62-8609	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
	雇用や労働条件等労働問題全般の相談	長野県北信労政事務所	026-234-9532	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
	生活や就労などでお困りの方の総合的な相談支援	生活就労支援センター “まいさぼ飯山”	0269-67-0269	月～金 9:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)
	15歳から39歳までの就労支援	ながの若者サポートステーション	026-213-6051	月～金 10:00～18:00 (祝日、年末年始を除く)
女性・男性相談	DVの通報、相談	長野県児童虐待・DV24時間ホットライン	026-219-2413	毎日24時間 (24時間)
	女性の人権相談	女性の人権ホットライン (長野県地方務局内)	0570-070-810	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
	家族、夫婦、男女関係等の困りごと、配偶者からのDVの相談	男女共同参画センター(女性相談)	0266-22-8822	火～土 8:30～17:00
		男女共同参画センター(男性相談)	0266-22-7111	毎週金曜日 8:30～17:00 祝日等、休みの時があります
夫婦・家族関係、男女関係等の困りごと、配偶者等からの暴力	長野県女性相談センター	026-235-5710	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	
難病	難病に関する相談	北信保健福祉事務所	0269-62-3105	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
		長野県難病相談支援センター	0263-34-6587	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
人権	日常生活での人権上の相談	みんなの人権110番 (長野県地方務局内)	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
犯罪被害	犯罪の被害に遭われた方の相談 (殺人、傷害、強姦、ひき逃げ等悪質な交通事故)	長野犯罪被害者支援センター	026-233-7830	月～金 10:00～16:00 (土日、祝日除く)
	DV、ストーカー、犯罪被害防止等、安全と平穩に関する相談	警察安全相談 (長野県警察本部内)	026-233-9110 (プッシュ回線からは #9110)	毎日24時間 (夜間・休日は当直職員対応、緊急事案を優先)
		飯山警察署	0269-62-0110	
	性犯罪に関する届出、悩みなどの相談	性犯罪被害ダイヤルサポート 110(長野県警察本部内)	026-234-8110 (プッシュ回線からは #8103)	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

いのちつなぐ野沢温泉村自殺予防対策計画

平成31年3月

〒389-2592

長野県野沢温泉村大字豊郷 9817 番地

電話:0269-85-3201(野沢温泉村保健センター)

FAX:0269-85-4760

Eメール:hokeneisei@vill.nozawaonsen.nagano.jp
